R6.8～(3)

公 費 の 一 覧

	市町村 ＼ 年齢	乳 幼 児 ・ 子 ど も 0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	ひとり親
1	熊本市	141 乳児負無	441 熊子ども			541 熊子中		143 ひとり親
2	八代市	480 八菊美						
3	人吉市	580 人吉子ども						
4	荒尾市	480 八菊美						
5	水俣市	741 水俣子						343 水俣親
6	玉名市	480 八菊美(入院適用可)						
7	山鹿市	180 乳幼児[注1]						
8	菊池市	480 八菊美						443 菊池親
9	宇土市	180 乳幼児[注1]						
10	上天草市	480 八菊美						
11	宇城市	180 乳幼児		780 宇城子(外来上限額1,000円、入院上限額2,000円※償還払い)				
12	阿蘇市	680 阿蘇こども[注2]						
14	合志市	480 八菊美						
15	美里町	480 八菊美(入院適用可)						
16	玉東町	180 乳幼児[注1]						
17	南関町	180 乳幼児						
18	長洲町	641 長洲子						
19	和水町	180 乳幼児						
20	大津町	180 乳幼児						
21	菊陽町	380 菊陽子ども[注3]						
22	南小国町	180 乳幼児[注4]						
23	小国町	180 乳幼児[注4]						
24	産山村	180 乳幼児[注5]						
25	高森町	180 乳幼児						
26	西原村	180 乳幼児						
27	南阿蘇村	480 八菊美						
28	御船町	180 乳幼児[注1]						
29	嘉島町	180 乳幼児[注1]						
30	益城町	180 乳幼児						
31	甲佐町	480 八菊美						
32	山都町	480 八菊美						
33	氷川町	180 乳幼児						
34	芦北町	180 乳幼児[注6]						
35	津奈木町	180 乳幼児[注1]						
36	錦町	480 八菊美						
37	多良木町	480 八菊美						
38	湯前町	180 乳幼児[注7]						
39	水上村	180 乳幼児						
40	相良村	180 乳幼児						
41	球磨郡・五木村	480 八菊美						
42	山江村	180 乳幼児[注7]						
43	球磨村	480 八菊美						
44	あさぎり町	480 八菊美						
45	苓北町	480 八菊美						
46	天草市	480 八菊美						183 天草親

重度心身障がい者							
		年齢	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	福祉手当受給資格	公費の種類
1	熊本市 （全額助成）	3～	1級	A1	1級（連続入院15年以上）	×	社保・国保組合：385 熊本障社 市町村国保：485 熊本障国
2	熊本市 （3分の2助成）	3～	2級	A2	1級（連続入院15年未満）	×	社保・国保組合：186 障社1/3 市町村国保：342 熊障1/3
3	宇城市	1～	1級・2級	A1・A2	1級	○	185 宇城障
4	大津町	1～	1級・2級	A1・A2	1級	○	585 大津障
5	益城町	1～	1級・2級	A1・A2	1級	○	585 大津障
6	苓北町	1～	1級・2級	A1・A2	1級	○	285 苓北障
7	天草市	1～	1級・2級	A1・A2	1級	×	542 天草障

【子ども医療】

141・乳児負無、180・乳幼児（上限額0円）
441・熊子ども（上限額700円）、541熊子中（上限額1,200円）
480・八菊美、641・長洲子、741・水俣子、641阿蘇こども（上限額0円、21,000円超えたら償還払い）
580・人吉子ども（上限額0円、20,000円超えたら償還払い）
注1：山鹿市、玉東町、嘉島町、御船町、津奈木町、宇土市子ども医療（21,000円超えたら償還払い）
注2：680 阿蘇こども（阿蘇市内のみ有効。市外・入院は償還払い）
注3：菊陽町子ども医療（20,000円超えたら償還払い）
注4：南小国町・小国町子ども医療
（南小国・小国・阿蘇市内の一部の医療機関のみ有効。市外は償還払い）
注5：産山村子ども医療（15～18歳は高校生のみ対象）
注6：芦北町子ども医療（芦北水俣管内のみ有効。市外は償還払い）
注7：湯前町・山江村子ども医療（球磨郡・人吉市内のみ有効。市外は償還払い）

【ひとり親】

143・熊親1/3（一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い）
243・親償還（対象地域以外は償還払い）
343・水俣親1/3（一部負担金の1/3を負担。水俣市で運用。）
183・天草親（一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い）

【重度心身障害者医療】

385・ 熊本障社（社保・国保組合が対象。熊本市で運用。全額助成。）
485・ 熊本障国（市町村国保が対象。熊本市で運用。全額助成。21,000円以上は償還払い。
後期高齢者・市町村国保70歳以上・長期・他公費併用時は償還払い）
186・ 障社1/3（社保・国保組合が対象。熊本市で運用。一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い）
342・ 熊障1/3（市町村国保が対象。熊本市で運用。一部負担金の1/3を負担。21,000円以上は償還払い。
後期高齢者・市町村国保70歳以上・長期・他公費併用時は償還払い）
185・宇城障（外来上限1,000円、入院上限2,000円、後期高齢者は自動償還払い）
585・大津障（外来上限1,000円、入院上限2,000円
70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上は償還払い）
285・苓北障（外来上限1,000円、入院上限2,000円、社保・70歳未満の国保で21,000円超える場合は自動償還払い
70歳以上の国保・後期高齢者の場合は自動償還払い）
542・天草障（70歳未満が対象。外来上限1,000円、入院上限2,000円、一部負担金が21,000円以上は償還払い
前期高齢者、後期高齢者は償還払い）

熊本市医療費助成制度の計算方法変更について

令和４年５月25日提供のプログラムより、熊本市の「重度心身障がい者医療」及び「ひとり親家庭等医療」の負担金計算方法が下記のように変更されております。

主保険の負担割合に相当する金額
（1円単位）×１／３（小数点以下切り上げ）
例）総点数312点で負担割合が３割の場合
312×３割＝936円
936円×1/3＝312円（患者窓口負担）
（小数点以下切り上げ）